

供用後の規制基準

【規制基準】

次のいずれかの条件に至った時は、利用者の安全確保のため、当該被災道路区間付近の通行規制（通行止め）の措置を行います。

○雨量による規制

雨量計の値が規定値に至った時：30mm/時間または60mm/24時間または80mm/連続

○その他

- 土石流センサー感知時
- 震度4以上の地震発生時

【通行規制の解除基準】

通行規制の解除基準は下記を全て満たし、県道の安全が確認出来た時とします。

※安全確認は日中を想定しているため、夜間に規制解除は行いません。

○雨量による規制

- 無降雨から24時間経過後

○その他

- 現地の現象が完全に収束し、土石流センサー復旧後